

川崎市公告第833号

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る法対象
条例方法審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第53条の規定により、標記事業に係る法対象条例方法審査書を次のとおり公告します。

令和8年5月8日

川崎市長 福田 紀彦

(写)

(仮 称) 扇 町 天 然 ガ ス 発 電 所
建 設 プ ロ ジ ェ ク ト に 係 る
法 対 象 条 例 方 法 審 査 書

令和8年5月

川 崎 市

はじめに

(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト(以下「法対象事業」という。)は、ENEOS Power 株式会社(以下「法対象事業者」という。)が、川崎区扇町12番1号 ENEOS 株式会社川崎事業所の遊休地(以下「対象事業実施区域」という。)約19.0万m²に、最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備(約75万kW)を新設するものである。

法対象事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和7年12月23日に当該法対象事業に係る法対象事業実施届及び法対象条例環境影響評価方法書(以下「法対象条例方法書」という。)を提出した。

市は、これを受けて法対象条例方法書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があった。

この法対象条例方法書等について、令和8年3月4日に川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、令和8年4月22日に審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、川崎市環境影響評価に関する条例第52条に基づき、法対象条例方法審査書を作成したものである。

目 次

| | | |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 法対象事業の概要..... | 1 |
| 2 | 審査結果..... | 3 |
| | (1) 全般的事項..... | 3 |
| | (2) 環境配慮項目に関する事項..... | 3 |
| 3 | 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過..... | 4 |
| 4 | 川崎市環境影響評価審議会の審議経過..... | 4 |

1 法対象事業の概要

(1) 法対象事業者

事業者の名称：ENEOS Power 株式会社

代表者の氏名：代表取締役社長 小野田 泰

主たる事務所の所在地：東京都港区麻布台一丁目3番1号

(2) 法対象事業の名称及び種類

名 称：（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクト

種 類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）の
新設

(3) 対象事業実施区域

位 置：神奈川県川崎市川崎区扇町12番1号

面 積：約19.0万m²

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

国内における電力需要増加を見据えた火力発電所の新設による電力の安定供給

イ 新設する施設の概要

| 主要機器等 | 数量 | 概要 |
|-------|-----|--|
| ボイラ | 1 台 | 排熱回収自然循環型 |
| タービン | 1 式 | 1 軸型コンバインドサイクル発電 ガスタービン：開放サイクル型 蒸気タービン：再熱復水型 |
| 発電機 | 1 台 | 横軸円筒回転界磁型 三相交流同期発電機 |
| 主変圧器 | 1 台 | 導油風冷型三相変圧器 |

ウ 発電用燃料の種類

天然ガス(脱炭素化に向けて、将来的に水素等の導入可能性を検討)

エ 復水器の冷却水

| 項目 | 内容 |
|--------|-------------------|
| 冷却方式 | 機械通風湿式冷却方式（淡水循環式） |
| 白煙対策方式 | 乾湿併用式 |

2 審査結果

(1) 全般的事項

法対象事業は、最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備（約 75 万 kW）を新設するものであり、復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用することにより、事業に伴う環境負荷をできるだけ抑える計画としている。

しかしながら、燃料として天然ガスを使用する発電設備を新設し、二酸化炭素の排出量が増加することから、2050 年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、天然ガスと水素の混焼発電、CCU（Carbon dioxide Capture and Utilization: 二酸化炭素回収・利用）や CCS（Carbon dioxide Capture and Storage: 二酸化炭素回収・貯留）により、温室効果ガスの更なる削減に努めること。

法対象条例環境影響評価準備書（以下「法対象条例準備書」という。）の作成に際しては、法対象条例方法書に記載した内容に加え、本審査結果の内容を踏まえ、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 環境配慮項目に関する事項

法対象条例方法書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」、「酸性雨」及び「資源」の各項目の環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、法対象条例準備書において、環境配慮の具体的な措置の内容を明らかにすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

| | | |
|------|--------|--|
| 令和7年 | 12月23日 | 法対象事業実施届の受理及び法対象条例方法書の受領 |
| | 12月24日 | 法対象条例方法書の公告、縦覧開始 |
| 令和8年 | 2月6日 | 法対象条例方法書の縦覧終了、意見書の提出 締切 意見書の提出 2名、2通 |
| | 3月4日 | 市長から審議会に法対象条例方法書について 諮問 |
| | 4月22日 | 審議会から市長に法対象条例方法書について 答申 |
| | 5月8日 | 法対象条例方法審査書公告 法対象事業者宛て送付 |

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

| | | |
|------|-------|----------------|
| 令和8年 | 3月4日 | 審議会（事業者説明及び審議） |
| | 4月22日 | 審議会（答申案審議） |